



図書館だより



垣間見た図書館の底力

2000年4月1日から東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館の嘱託として勤務してまいりました。

今思えば、嘱託就任のころは、図書館のことなどほとんど知らない状態でした。「図書館」というと、本が置いてあって必要なときに見に行くところ、とその程度の認識しかありませんでした。恐らく、会員の多くもそのような認識しか持っていないのではないのでしょうか。しかし、図書館の本当の力（役割）は、そのようなところにはありませんでした。知りたい情報や回答がどの図書や資料にあるかの調査依頼に応えるところに本来の機能と役割があります。

この6年のうちに、図書館に対する認識はガラリと変わりました。分からない問題があったり、あるテーマや論点に関する資料を網羅的に見たいとき（論文を書くときなど）、あるいは法律以外の問題で専門図書館につないでもらいたいときは、直ぐに合同図書館に行って、あるいは電話をしてレファレンスを受けるようになりました。レファレンスを利用することで、時間不足のために手近な資料だけで済ませてしまうことが少なくなりました。レファレンスの例は、この誌面でもいくつか紹介していますが、相当に幅広く受け付けています。また、法律家とは違って情報学の観点から集められる結果、想定しなかった資料の提供を受けることができ、重要な情報やヒントを得ることもしばしばです。

このような認識をもって図書館を活用している会員は多くないようです。私が、レファレンスの話をすると、嘱託だからそういうことができるんでしょう、という反応が返ってくることもしばしばです。会員であれば誰でもレファレンスを受けられるのですよという、驚かれてしまいます。

もっとも、図書館が本来の力を発揮するためには、十分な設備もそうですが、やはり能力のある司書が専門職として存在することが不可欠です。また、専門図書館としての合同図書館の司書を独自に育成する教育体制が必要です。しかし、現在の図書館にそれが十分に整備されているかという点と全く不十分と言わざるを得ません。図書館が充実すれば、いろいろなサービスが可能です。例えば、メールによるレファレンス、立法や改正情報やそれらに関する図書情報、医学、建築、地図などの情報や速報を電子メールやHPで発信する情報提供や、図書の郵送貸出と返却、国会図書館で行なっているような文献コピーの送付サービス、周辺情報の蓄積や研修のサポート・タイアップなどなど、アイデアはつきません。しかし、現状の図書館の体制では、残念ながら不可能です。

それに加えて、運営上の種々の問題も抱えています。前任から嘱託の仕事を引き継いだとたんに、いろいろなことが起き、それらの対処に追われる6年間でもありました。嘱託としては、増員や専門職制を実現し、運営上の諸問題の解決を図るべく努力をしてきたつもりではありますが、実現し、解決に至ることができませんでした。

今後、図書館がその本領を十分に発揮できる体制作りと、サービスの充実が図られることを期待するとともに、会員のための情報ツールとして、存分に力を発揮できるよう発展することを祈念しております。

（合同図書館前嘱託 高木 宏行）

●お知らせ

2006年4月1日付で鈴木健二会員（東弁所属・50期）が合同図書館嘱託に就任した。任期は2年間。